

国庫補助申請用 資料一式

(令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 申請資料一式)

令和 4 年 5 月 3 0 日

飯能市地域公共交通対策協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会
住 所 埼玉県飯能市双柳 1-1
代表者氏名 会長 飯能市長 新 井 重 治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

飯能市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
飯能市地域公共交通計画 78-1 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
飯能市地域公共交通計画 78-2 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
飯能市地域公共交通計画 78-2 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
飯能市地域公共交通計画 別紙 1 ページ～2 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

【各路線の位置づけ・役割・維持確保のための施策】

位置づけ	路線	役割	維持確保のための施策
軸の路線	各鉄道路線 ・西武池袋線 ・西武秩父線 ・JR八高線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	路線バス ・国際興業バス名栗本線 ・国際興業バス西武飯能日高線 ・国際興業バス双柳循環線 ・西武バス美杉台線 ・メツァ直通線 (3社共同運行)	飯能駅を発着地として、市内の各拠点を連絡する。	
支線路線	路線バス ・国際興業バス中沢線 ・国際興業バス中藤線 ・国際興業バス間野黒指線	市内各地域を運行し、軸の路線や地域拠点に接続する。	地域旅客運送サービス継続事業 として路線の最適化を行う。
	路線バス ・その他の路線		交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保する。
	飯能市乗合ワゴン ・精明東系統、精明西系統、加治系統		公共交通空白地の解消のため端末交通として、地域公共交通確保維持改善補助金（ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。

1 支線となる路線バスの最適化

以下の路線については、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた上で、路線の最適化を行う。また、地域内フィーダー系統として位置づける。

実施区域	対象路線
原市場（中藤・中沢）地区	・国際興業バス 中沢線 ・国際興業バス 中藤線
南高麗地区	・国際興業バス 間野黒指線

2 飯能市乗合ワゴンの維持確保

(1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始した。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものである。主に運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として確保維持していく必要がある。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

(2) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

①事業の概要

実施区域	対象路線	車両
精明地区	・飯能市乗合ワゴン 精明西系統 ・飯能市乗合ワゴン 精明東系統	10人乗りワゴン
加治地区	・飯能市乗合ワゴン 加治系統	

②実施主体

- ・西武ハイヤー株式会社

※詳細は別紙「地域公共交通確保維持事業の詳細」を参照のこと

別 紙 地域公共交通確保維持事業の詳細

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細							
(1) 事業の内容							
・運行区域	精明地区及び加治地区 起点・終点：東飯能駅東口ロータリー（飯能市東町1番5号）						
・運行日	週3回（月曜日、水曜日、金曜日）						
・運行系統	3系統（精明西系統、精明東系統、加治系統）						
・運行時間帯	8時台～16時台						
・運行便数	8便/日 精明西、精明東 各2便 加治系統4便						
・運賃	1乗車につき一律運賃（乗車距離は関係なし） <table border="0"> <tr> <td>（1）大人運賃（中学生以上）・・・</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>（2）小児運賃（小学生以下）・・・</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>（3）未就学児</td> <td>無料</td> </tr> </table>	（1）大人運賃（中学生以上）・・・	200円	（2）小児運賃（小学生以下）・・・	100円	（3）未就学児	無料
（1）大人運賃（中学生以上）・・・	200円						
（2）小児運賃（小学生以下）・・・	100円						
（3）未就学児	無料						
・割引制度	（1）障害者等	半額					
・車両	10人乗りワゴン車両 1台（市から貸与）						
(2) 実施主体							
西武ハイヤー株式会社 （所在地：埼玉県所沢市久米546-1 代表取締役：刈屋 輝彦）							
2. 補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法							
(1) 事業の目標							
【令和4年度～令和6年度】（毎年度）							
・1便当たり平均利用者数（全系統合計）：	<u>5人以上</u>						
・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：	<u>20%以上</u>						
（飯能市地域公共交通計画 P76 参照）							
(2) 事業の効果							
飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。							
(3) 評価手法・測定方法							
利用実績の集計により行う。							

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市) (飯能市地域公共交通計画 P84 参照)</p> <p>②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P85、P86 参照)</p> <p>③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P89 参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
(1) 費用の総額
5, 357千円
(2) 負担者、負担額
飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行に係る経費についてその全額（見積額）を補助し、当該年度末に精算するとともに、運行収入及び国庫補助金（経常収入）と同じ額を市に返還することとしている。

令和4年6月 日

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

飯能市の公共交通ネットワークの状況は、飯能駅を中心に路線バスが運行され、路線バスのない地区の交通手段としては鉄道があるなど、公共交通インフラは比較的充実している。バス路線は飯能駅を起点として放射状に形成され、とりわけ東飯能駅を經由し、名栗地区方面に延びるバス路線（国際興業バス名郷線ほか）については、市内の軸となる路線として、名栗地区等の山間地域をはじめ沿線住民の移動手段として機能している。

一方で、バス路線等のない公共交通空白地については、端末交通手段の確保が必要であり、その一環として市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において「飯能市乗合ワゴン」の運行を開始した。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものである。主に運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として確保維持していく必要がある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明東・精明西・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 1 便当たり平均利用者数（全系統合計）：5人以上
- ・ 収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：20%以上

（飯能市地域公共交通計画別紙 P1～P2 参照）

(2) 事業の効果

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<p>①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市) (飯能市地域公共交通計画 P84 参照)</p> <p>②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P85、P86 参照)</p> <p>③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P89 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用実績の集計により行う。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県飯能市双柳1-1

（所 属）飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名）井戸入 大輝

（電 話）042-973-2111（内線617）

（e-mail）kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	往 18.0km 循環	146日	292回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	往 10.8km 循環	146日	292回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	往 16.0km 循環	146日	584回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯能市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,287
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

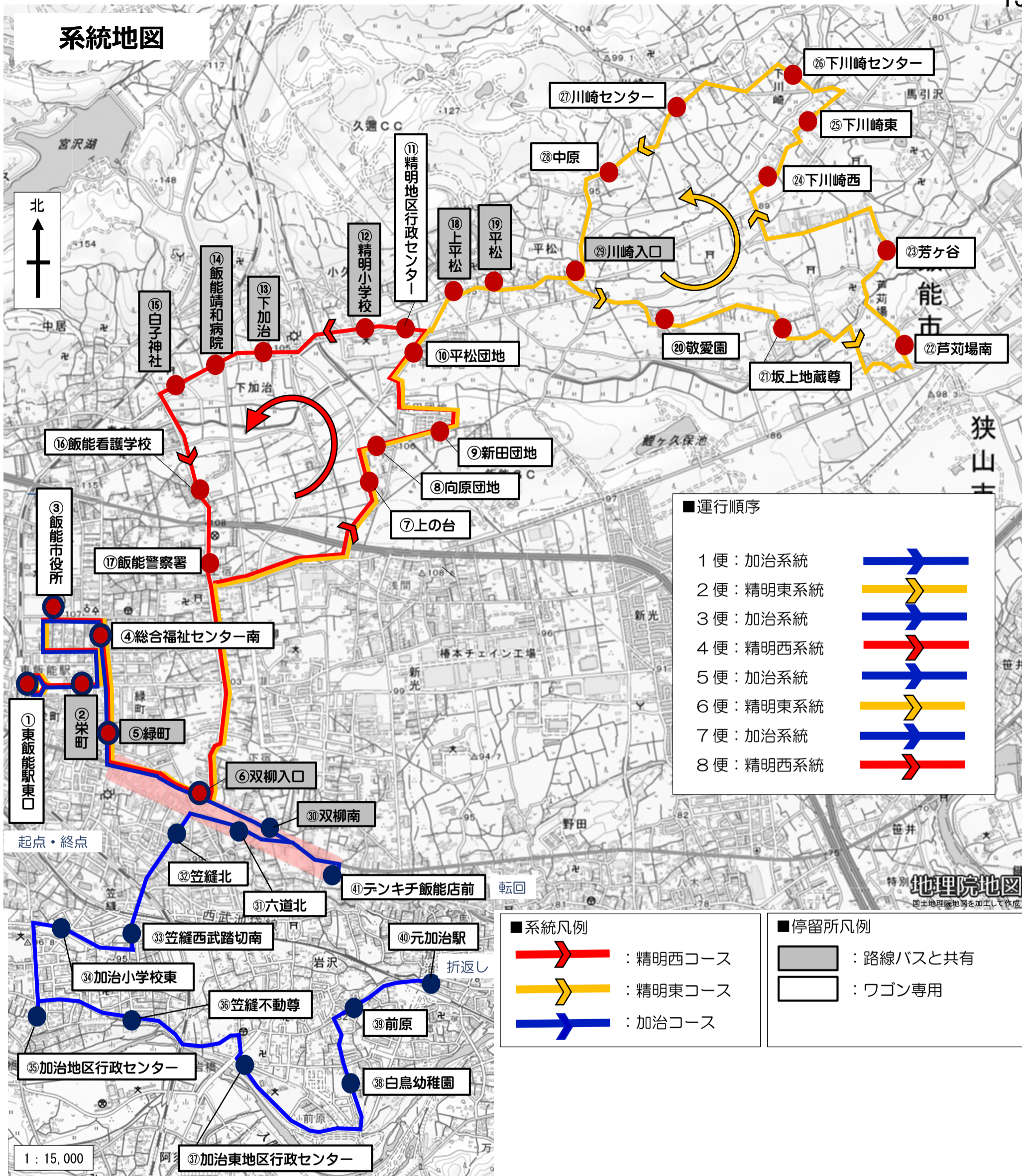
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
飯能市地域公共交通計画	令和4年1月21日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



■フリー降車制度
乗車は停留所で行い、降車は運行ルート内の希望の場所のできる「フリー降車制度」を採用する。ただし、以下の場所は適用外とする。

- ・国道299号上（地図中 で表記）
- ・法定の駐停車禁止場所
- ・その他、他の車両の通行を妨げるような狭い場所、カーブなどの見通しの悪い場所、傾斜や路面に段差のある場所

時刻表

▶午前便

【加治コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	8:00	
② 栄町	1分	8:01	
③ 飯能市役所	3分	8:04	
④ 総合福祉センター南	1分	8:05	
⑤ 緑町	1分	8:06	
⑥ 双柳入口	1分	8:07	
⑩ 双柳南	1分	8:08	
④① デンキチ飯能店前	1分	8:09	
⑩① 六道北	2分	8:11	
⑩② 笠縫北	1分	8:12	
⑩③ 笠縫西武踏切南	1分	8:13	
⑩④ 加治小学校東	1分	8:14	
⑩⑤ 加治地区行政センター	4分	8:18	
⑩⑥ 笠縫不動尊	2分	8:20	
⑩⑦ 加治東地区行政センター	2分	8:22	
⑩⑧ 白鳥幼稚園	2分	8:24	
⑩⑨ 前原	1分	8:25	
⑩⑩ 元加治駅	6分	8:31	
⑩⑪ 前原	1分	8:32	
⑩⑫ 白鳥幼稚園	1分	8:33	
⑩⑬ 加治東地区行政センター	2分	8:35	
⑩⑭ 笠縫不動尊	2分	8:37	
⑩⑮ 加治地区行政センター	3分	8:40	
⑩⑯ 加治小学校東	1分	8:41	
⑩⑰ 笠縫西武踏切南	1分	8:42	
⑩⑱ 笠縫北	1分	8:43	
⑩⑲ 六道北	1分	8:44	
⑩⑳ デンキチ飯能店前	2分	8:46	
⑩㉑ 双柳南	1分	8:47	
⑩㉒ 双柳入口	1分	8:48	
⑩㉓ 緑町	1分	8:49	
⑩㉔ 総合福祉センター南	2分	8:51	
⑩㉕ 飯能市役所	1分	8:52	
⑩㉖ 栄町	2分	8:54	
⑩㉗ 東飯能駅東口	1分	8:55	
	55分		

【精明東コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	9:10	
② 栄町	1分	9:11	
③ 飯能市役所	3分	9:14	
④ 総合福祉センター南	1分	9:15	
⑤ 緑町	1分	9:16	
⑥ 双柳入口	1分	9:17	
⑦ 上の台	6分	9:23	
⑧ 向原団地	1分	9:24	
⑨ 新田団地	0分	9:24	
⑩ 平松団地	4分	9:28	
⑱ 上平松	1分	9:29	
⑲ 平松	0分	9:29	
⑳ 敬愛園	2分	9:31	
㉑ 坂上地藏尊	1分	9:32	
㉒ 芦刈場南	2分	9:34	
㉓ 芳ヶ谷	1分	9:35	
㉔ 下川崎西	2分	9:37	
㉕ 下川崎東	1分	9:38	
㉖ 下川崎センター	1分	9:39	
㉗ 川崎センター	2分	9:41	
㉘ 中原	1分	9:42	
㉙ 川崎入口	1分	9:43	
⑲ 平松	1分	9:44	
⑱ 上平松	0分	9:44	
⑩ 平松団地	2分	9:46	
⑨ 新田団地	2分	9:48	
⑧ 向原団地	0分	9:48	
⑦ 上の台	1分	9:49	
⑥ 双柳入口	6分	9:55	
⑤ 緑町	1分	9:56	
④ 総合福祉センター南	2分	9:58	
③ 飯能市役所	1分	9:59	
② 栄町	2分	10:01	
① 東飯能駅東口	1分	10:02	
	52分		

【加治コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	10:15	
② 栄町	1分	10:16	
③ 飯能市役所	3分	10:19	
④ 総合福祉センター南	1分	10:20	
⑤ 緑町	1分	10:21	
⑥ 双柳入口	1分	10:22	
⑩ 双柳南	1分	10:23	
④① デンキチ飯能店前	1分	10:24	
⑩① 六道北	2分	10:26	
⑩② 笠縫北	1分	10:27	
⑩③ 笠縫西武踏切南	1分	10:28	
⑩④ 加治小学校東	1分	10:29	
⑩⑤ 加治地区行政センター	4分	10:33	
⑩⑥ 笠縫不動尊	2分	10:35	
⑩⑦ 加治東地区行政センター	2分	10:37	
⑩⑧ 白鳥幼稚園	2分	10:39	
⑩⑨ 前原	1分	10:40	
⑩⑩ 元加治駅	6分	10:46	
⑩⑪ 前原	1分	10:47	
⑩⑫ 白鳥幼稚園	1分	10:48	
⑩⑬ 加治東地区行政センター	2分	10:50	
⑩⑭ 笠縫不動尊	2分	10:52	
⑩⑮ 加治地区行政センター	3分	10:55	
⑩⑯ 加治小学校東	1分	10:56	
⑩⑰ 笠縫西武踏切南	1分	10:57	
⑩⑱ 笠縫北	1分	10:58	
⑩⑲ 六道北	1分	10:59	
⑩⑳ デンキチ飯能店前	2分	11:01	
⑩㉑ 双柳南	1分	11:02	
⑩㉒ 双柳入口	1分	11:03	
⑩㉓ 緑町	1分	11:04	
⑩㉔ 総合福祉センター南	2分	11:06	
⑩㉕ 飯能市役所	1分	11:07	
⑩㉖ 栄町	2分	11:09	
⑩㉗ 東飯能駅東口	1分	11:10	
	55分		

【精明西コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	11:25	
② 栄町	1分	11:26	
③ 飯能市役所	3分	11:29	
④ 総合福祉センター南	1分	11:30	
⑤ 緑町	1分	11:31	
⑥ 双柳入口	1分	11:32	
⑦ 上の台	6分	11:38	
⑧ 向原団地	1分	11:39	
⑨ 新田団地	0分	11:39	
⑩ 平松団地	4分	11:43	
⑪ 精明地区行政センター	0分	11:43	
⑫ 精明小学校	1分	11:44	
⑬ 下加治	1分	11:45	
⑭ 飯能靖和病院	1分	11:46	
⑮ 白子神社	0分	11:46	
⑯ 飯能看護学校	1分	11:47	
⑰ 飯能警察署	1分	11:48	
⑱ 双柳入口	3分	11:51	
⑲ 緑町	1分	11:52	
④ 総合福祉センター南	2分	11:54	
③ 飯能市役所	1分	11:55	
② 栄町	2分	11:57	
① 東飯能駅東口	1分	11:58	
	33分		

82分
(昼休憩)

▶午後便

【加治コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	13:20	
② 栄町	1分	13:21	
③ 飯能市役所	3分	13:24	
④ 総合福祉センター南	1分	13:25	
⑤ 緑町	1分	13:26	
⑥ 双柳入口	1分	13:27	
⑩ 双柳南	1分	13:28	
④① デンキチ飯能店前	1分	13:29	
⑩① 六道北	2分	13:31	
⑩② 笠縫北	1分	13:32	
⑩③ 笠縫西武踏切南	1分	13:33	
⑩④ 加治小学校東	1分	13:34	
⑩⑤ 加治地区行政センター	3分	13:37	
⑩⑥ 笠縫不動尊	2分	13:39	
⑩⑦ 加治東地区行政センター	2分	13:41	
⑩⑧ 白鳥幼稚園	2分	13:43	
⑩⑨ 前原	1分	13:44	
⑩⑩ 元加治駅	4分	13:48	
⑩⑪ 前原	1分	13:49	
⑩⑫ 白鳥幼稚園	1分	13:50	
⑩⑬ 加治東地区行政センター	2分	13:52	
⑩⑭ 笠縫不動尊	2分	13:54	
⑩⑮ 加治地区行政センター	2分	13:56	
⑩⑯ 加治小学校東	1分	13:57	
⑩⑰ 笠縫西武踏切南	1分	13:58	
⑩⑱ 笠縫北	1分	13:59	
⑩⑲ 六道北	1分	14:00	
⑩⑳ デンキチ飯能店前	2分	14:02	
⑩㉑ 双柳南	1分	14:03	
⑩㉒ 双柳入口	1分	14:04	
⑩㉓ 緑町	1分	14:05	
⑩㉔ 総合福祉センター南	2分	14:07	
⑩㉕ 飯能市役所	1分	14:08	
⑩㉖ 栄町	2分	14:10	
⑩㉗ 東飯能駅東口	1分	14:11	
	51分		

【精明東コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	14:25	
② 栄町	1分	14:26	
③ 飯能市役所	3分	14:29	
④ 総合福祉センター南	1分	14:30	
⑤ 緑町	1分	14:31	
⑥ 双柳入口	1分	14:32	
⑦ 上の台	6分	14:38	
⑧ 向原団地	1分	14:39	
⑨ 新田団地	0分	14:39	
⑩ 平松団地	3分	14:42	
⑱ 上平松	1分	14:43	
⑲ 平松	0分	14:43	
⑳ 敬愛園	2分	14:45	
㉑ 坂上地藏尊	1分	14:46	
㉒ 芦刈場南	2分	14:48	
㉓ 芳ヶ谷	1分	14:49	
㉔ 下川崎西	2分	14:51	
㉕ 下川崎東	1分	14:52	
㉖ 下川崎センター	1分	14:53	
㉗ 川崎センター	2分	14:55	
㉘ 中原	1分	14:56	
㉙ 川崎入口	1分	14:57	
⑲ 平松	1分	14:58	
⑱ 上平松	0分	14:58	
⑩ 平松団地	1分	14:59	
⑨ 新田団地	2分	15:01	
⑧ 向原団地	0分	15:01	
⑦ 上の台	1分	15:02	
⑥ 双柳入口	6分	15:08	
⑤ 緑町	1分	15:09	
④ 総合福祉センター南	2分	15:11	
③ 飯能市役所	1分	15:12	
② 栄町	2分	15:14	
① 東飯能駅東口	1分	15:15	
	50分		

【加治コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	15:25	
② 栄町	1分	15:26	
③ 飯能市役所	3分	15:29	
④ 総合福祉センター南	1分	15:30	
⑤ 緑町	1分	15:31	
⑥ 双柳入口	1分	15:32	
⑩ 双柳南	1分	15:33	
④① デンキチ飯能店前	1分	15:34	
⑩① 六道北	2分	15:36	
⑩② 笠縫北	1分	15:37	
⑩③ 笠縫西武踏切南	1分	15:38	
⑩④ 加治小学校東	1分	15:39	
⑩⑤ 加治地区行政センター	3分	15:42	
⑩⑥ 笠縫不動尊	2分	15:44	
⑩⑦ 加治東地区行政センター	2分	15:46	
⑩⑧ 白鳥幼稚園	2分	15:48	
⑩⑨ 前原	1分	15:49	
⑩⑩ 元加治駅	4分	15:53	
⑩⑪ 前原	1分	15:54	
⑩⑫ 白鳥幼稚園	1分	15:55	
⑩⑬ 加治東地区行政センター	2分	15:57	
⑩⑭ 笠縫不動尊	2分	15:59	
⑩⑮ 加治地区行政センター	2分	16:01	
⑩⑯ 加治小学校東	1分	16:02	
⑩⑰ 笠縫西武踏切南	1分	16:03	
⑩⑱ 笠縫北	1分	16:04	
⑩⑲ 六道北	1分	16:05	
⑩⑳ デンキチ飯能店前	2分	16:07	
⑩㉑ 双柳南	1分	16:08	
⑩㉒ 双柳入口	1分	16:09	
⑩㉓ 緑町	1分	16:10	
⑩㉔ 総合福祉センター南	2分	16:12	
⑩㉕ 飯能市役所	1分	16:13	
⑩㉖ 栄町	2分	16:15	
⑩㉗ 東飯能駅東口	1分	16:16	
	51分		

【精明西コース】			
停留所	所要時間	時刻	
① 東飯能駅東口	0分	16:25	
② 栄町	1分	16:26	
③ 飯能市役所	3分	16:29	
④ 総合福祉センター南	1分	16:30	
⑤ 緑町	1分	16:31	
⑥ 双柳入口	1分	16:32	
⑦ 上の台	6分	16:38	
⑧ 向原団地	1分	16:39	
⑨ 新田団地	0分	16:39	
⑩ 平松団地	3分	16:42	
⑪ 精明地区行政センター	0分	16:42	
⑫ 精明小学校	1分	16:43	
⑬ 下加治	1分	16:44	
⑭ 飯能靖和病院	1分	16:45	
⑮ 白子神社	0分	16:45	
⑯ 飯能看護学校	1分	16:46	
⑰ 飯能警察署	1分	16:47	
⑱ 双柳入口	3分	16:50	
⑲ 緑町	1分	16:51	
④ 総合福祉センター南	2分	16:53	
③ 飯能市役所	1分	16:54	
② 栄町	2分	16:56	
① 東飯能駅東口	1分	16:57	
	32分		

(帰庫)

運行日数、運行回数 算定根拠資料

○運行日 毎週月曜、水曜、金曜 ※祝日、年末年始(12/29~1/3)は運休とする。

○運行日数 146日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数

	運行日数	×	回数/日	=	運行回数
・精明西コース	146	×	2	=	292 回
・精明東コース	146	×	2	=	292回
・加治コース	146	×	4	=	584 回

■運行日カレンダー(令和4年10月~令和5年9月)

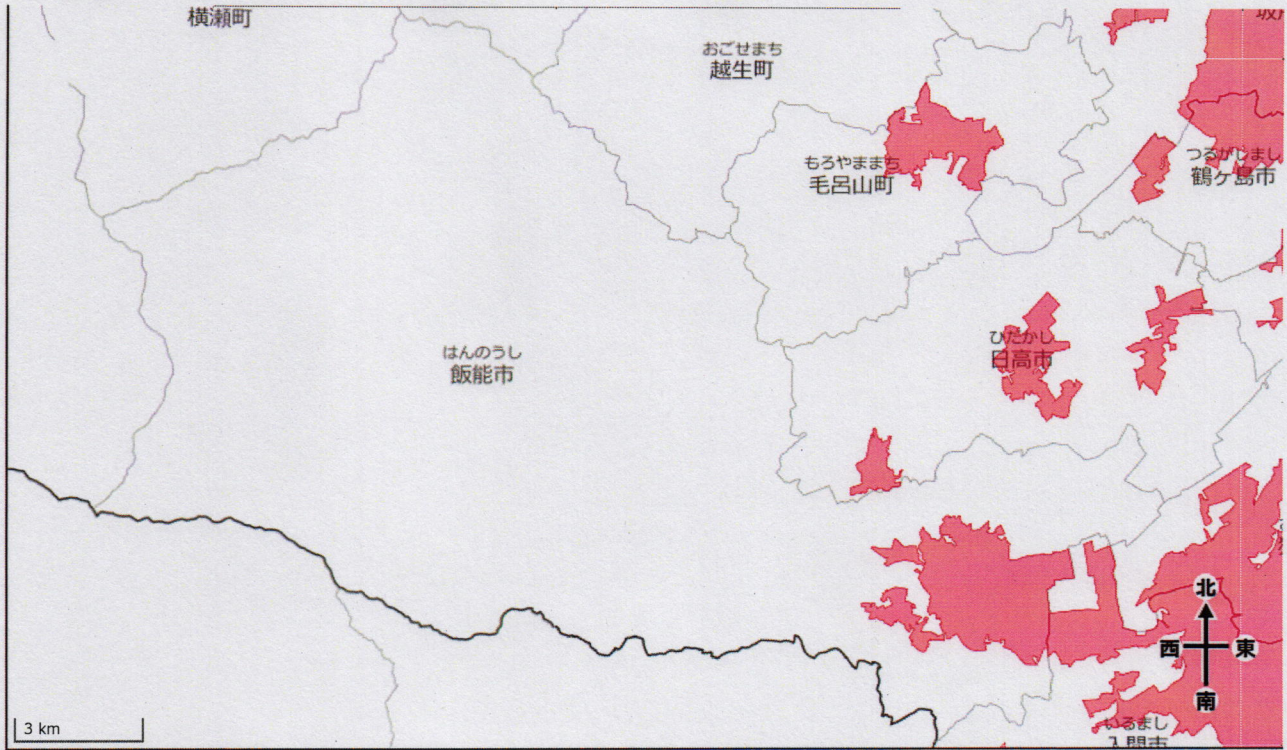
日	月	火	水	木	金	土	運行日数	
令和4年 10月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	12
11月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 25	4 11 18 25	5 12 19 26	12
12月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29 30	9 16 23 31	10 17 24 31	12
令和5年 1月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26 27	6 13 20 27	7 14 21 28	12
2月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22	1 8 15 22	2 9 16 23 24	3 10 17 24 25	11
3月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 25	12

日	月	火	水	木	金	土	運行日数	
4月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	12
5月	7 14 21 28	8 15 22 29	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30 31	3 10 17 24 25	4 11 18 25	5 12 19 26	12
6月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24	13
7月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	12
8月	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 25	11 18 25	12 19 26	12
9月	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	12

※凡例 ... 運行日

地理院地図

GSI Maps



申請者と補助金の受け入れ先が異なる理由書

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)における補助対象事業者は「協議会のみ」となっていますが、飯能市では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条の規定による「飯能市地域公共交通対策協議会」を「飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱」により設置するものとしており、当協議会は財務会計行為の主体となる権限を有しておりません。

当協議会について、平成29年3月の設立以来、飯能市が予算執行の管理を行うことにより健全かつ円滑な運営を堅持することができておりましたが、新たに財務会計行為を開始することとなると、設立時より積み重ねて参りました透明性及び信頼性へのリスクが生じかねないと考えております。当協議会の透明性及び信頼性を確保し、健全かつ円滑な運営に資するためには、今後も協議会として財務会計行為を行うのではなく、市として予算執行を管理していく必要があると考えます。

したがって、飯能市では当該補助金における「申請者は協議会」とし、契約や支払行為については飯能市において実施することから補助金の「受け入れ先は飯能市」として御対応いただきますようお願い申し上げます。

令和4年6月 日

飯能市地域公共交通対策協議会
会長 飯能市長 新井重治